

固定電話を巡る環境変化等を踏まえた ユニバーサルサービス交付金制度等の在り方 概要

令和3年12月省
総務省
総合通信基盤局

諮詢理由

- ◆ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第30号)の施行により、令和3年4月1日から、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)は、一定の要件を満たす場合に限り、総務大臣の認可を得て、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて電話の役務の提供を行うことが可能となった。これを受けNTT東日本・西日本がワイヤレス固定電話の提供開始を令和4年度第4四半期以降に予定しているところ、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方を検討する必要がある。
- ◆ また、NTT東日本・西日本が提供する加入電話については、公衆交換電話網(以下「PSTN」という。)の設備(中継交換機・信号交換機)が令和7年頃に維持限界を迎える中で、令和4年度以降、PSTNからIP網へ疎通ルートの切替が行われる予定である。このようなIP網への移行に当たり、IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方及びIP網への移行期間中におけるユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方を検討する必要がある。
- ◆ さらに、情報通信審議会答申「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月)において、災害時用公衆電話に係る補填について、第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない範囲で検討を進めることが必要等の提言を受けており、具体的な補填の範囲等について、検討を行う必要がある。

答申を希望する事項

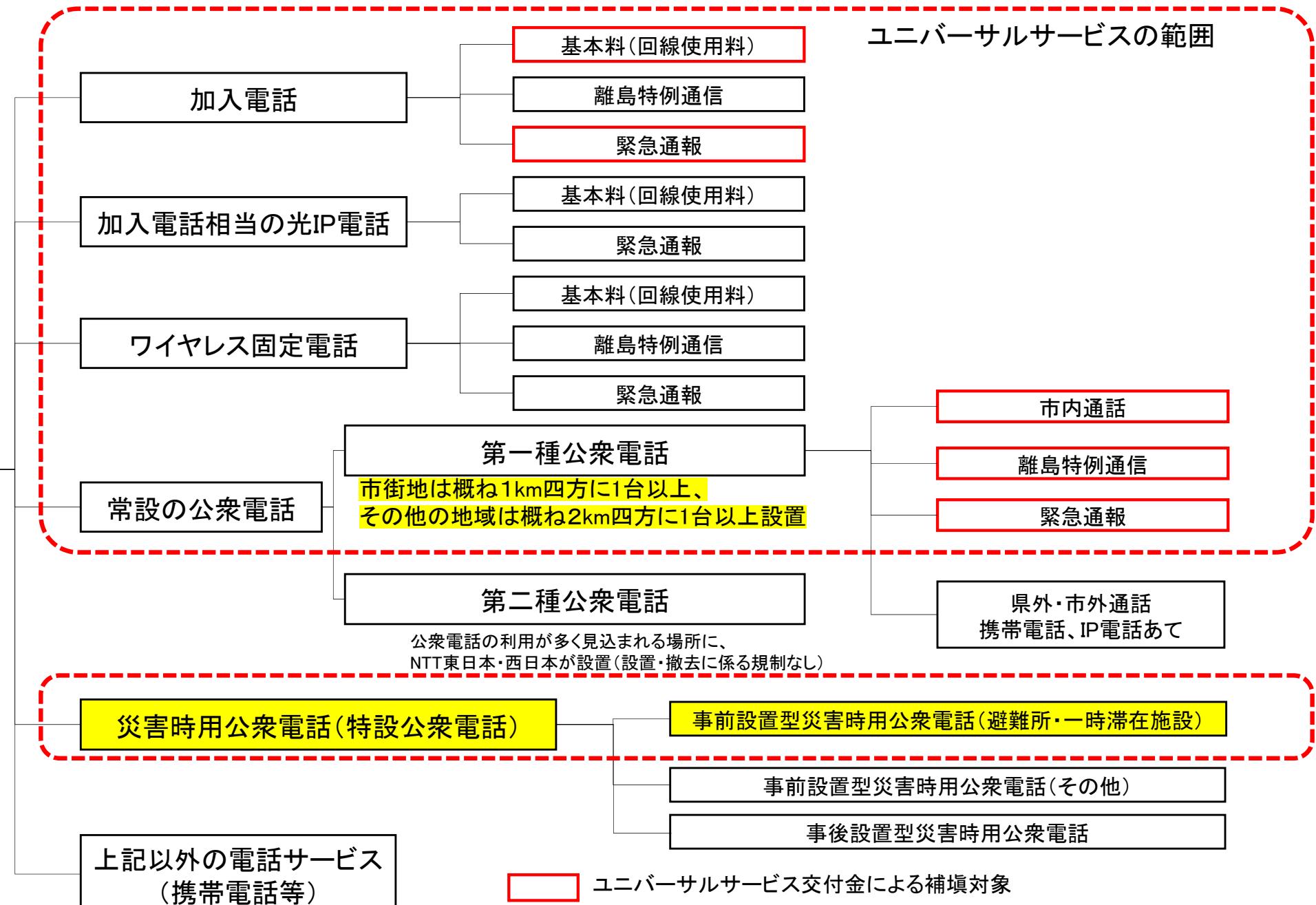
1. ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方
2. IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方
3. IP網への移行期間中におけるユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方
4. 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方
5. その他必要と考えられる事項

スケジュール

- ◆ 令和4年9月を目途に答申を希望。その後、答申を踏まえ、所要の制度整備を行う。

ユニバーサルサービス(全体像)①

2



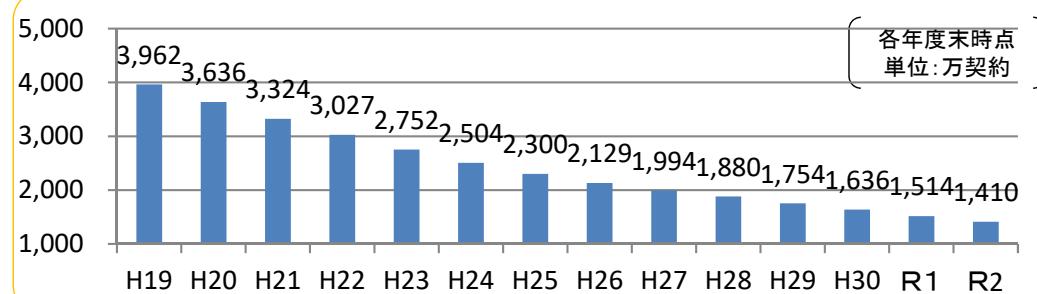
ユニバーサルサービス(全体像)②

■アナログ電話（提供事業者：NTT東日本・西日本、ソフトバンク）

電気通信事業者がアナログ電話用設備を設置して提供する音声伝送役務。近年、加入者数の減少がみられるものの、「あまねく日本全国において提供されている」、「多様な音声伝送サービスとの相互接続性を確保していることから重要」とされ、ユニバーサルサービスに指定された。

- 具体的には、
- イ. 固定端末系伝送路
 - ロ. 異島特例通信
 - ハ. 緊急通報

(参考)NTT東日本・西日本の加入電話契約者数の推移



■第一種公衆電話（提供事業者：NTT東日本・西日本）

社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においては概ね500m四方に一台、それ以外の地域にあっては概ね1km四方に一台の基準(注)により設置。NTT東日本・西日本合計で10.9万台が設置されている。

- 具体的には、
- イ. 市内通信
 - ロ. 異島特例通信
 - ハ. 緊急通報

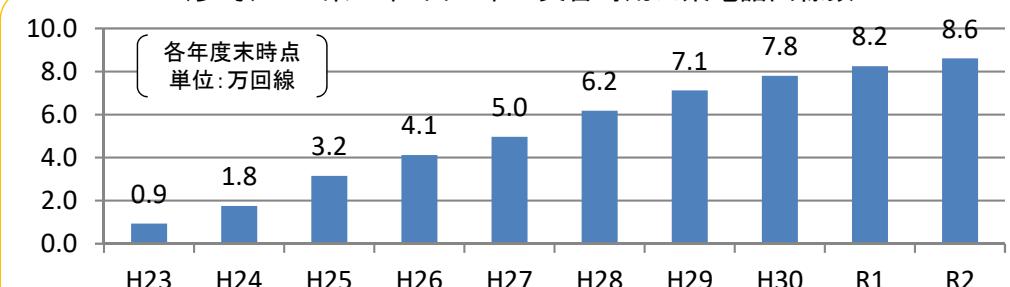
(参考)第二種公衆電話 ※ユニバーサルサービスではない。

公衆電話の利用が多く見込まれる場所に、利用の実態に応じてNTT東日本・西日本が設置。利用額が月額4,000円未満のものを随時撤去。NTT東日本・西日本合計で3.7万台(令和2年度末)が設置されている。

■（予定）災害時用公衆電話（事前設置型）（注）

災害時における避難所等の通信を確保する観点から、避難所等(避難所、帰宅困難者対策拠点のうち一時滞在施設)に地方公共団体からの要請に基づき避難所等の収容人数おおむね100名に1台の基準によりあらかじめ設置している公衆電話。(電話機そのものは通常の固定電話であり、地方公共団体等により設置されている。)

(参考)NTT東日本・西日本の災害時用公衆電話回線数



(注)情報通信審議会答申「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月)を受け、現在情報通信行政・郵政行政審議会へ省令改正案の諮問中

■光IP電話（提供事業者：NTT東日本・西日本、ソフトバンク）

ブロードバンドサービスの普及に伴い、光IP電話が急速に普及。光ファイバーとメタルの二重投資を回避する観点から、平成23年よりユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」に変更したことにより追加。当面は自治体IRU地域での提供が想定され、当該地域は補助金等を受けた自治体により設備構築が行われるため、補填は行っていない。

具体的には、

- イ. 固定端末系伝送路
- ロ. 緊急通報

(参考)加入電話相当の光IP電話

- ①通話品質等が加入電話並みであること。（=OAB～J光IP電話）
- ②基本料金が加入電話並みであること。
 - i. 事住別料金区分が無い場合、月額基本料金が1,700円を超えない。
 - ii. 事住別料金区分がある場合、当該地域のNTTのそれぞれの料金を超えない。
 - iii. 自治体IRU契約により提供される場合、月額基本料が1,700円の1.1倍(1,870円)未満

■ワイヤレス固定電話（提供事業者：NTT東日本・西日本）

日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)の改正に伴い、NTT東日本・西日本は、ユニバーサルサービスである加入電話の提供が極めて不経済になる場合等において、他の電気通信事業者の電気通信設備(携帯電話網)を用いてワイヤレス固定電話の提供を行うことが可能になった。

令和4年度第4四半期以降サービス開始予定。

具体的には、

- イ. 固定端末系伝送路
- ロ. 離島特例通信
- ハ. 緊急通報

(参考)ワイヤレス固定電話

- ①携帯ネットワーク網を使用するため品質については携帯電話網と同程度か
 - ②基本料金が加入電話並みであること。
- 事住別料金区分がある場合、当該地域のNTTのそれぞれの料金を超えない。

1. ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス
交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方

ワイヤレス固定電話について

- NTT法等の改正により、NTT東日本・西日本は、ユニバーサルサービスである加入電話の提供が極めて不経済になる場合等において、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いてワイヤレス固定電話の提供を行うことが可能となった。
- ワイヤレス固定電話は、令和4年度第4四半期以降のサービス提供開始が予定されている。

NTT法等の改正(主要部分)

【改正後のNTT法第2条第5項】

地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

<ワイヤレス固定電話の提供が認められる場合>

① 電話の提供が極めて不経済となる場合

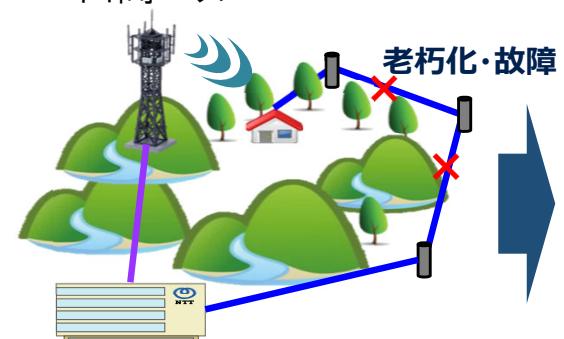
「特例地域※であつて」、かつ、「加入者密度が18回線/km²未満となる」区域等において電話を提供する場合

※ 山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域

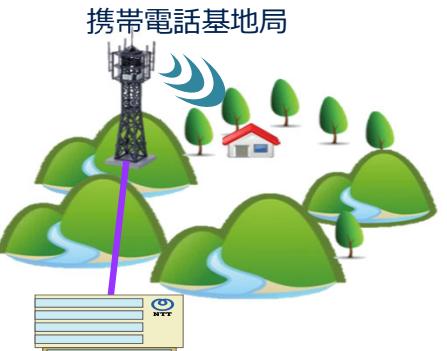
② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合

他者設備の利用イメージ(想定)

■山間エリア



携帯電話基地局



■離島エリア



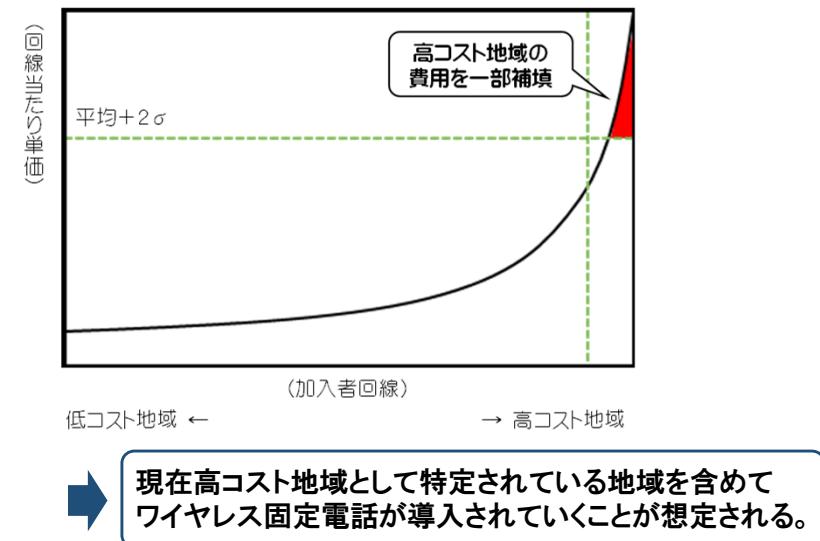
① ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方

- ワイヤレス固定電話は、加入電話と同等の役務範囲(アクセス回線を用いて提供される役務等)が、基礎的電気通信役務として位置付けられている。
- 加入電話のアクセス回線を用いて提供される役務は、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の対象とされており、現在、長期増分費用方式(LRIC方式)により算定した局舎ごとの回線単価から高コスト地域(上位4.9%)を特定した上で、ベンチマーク(全国平均費用+2σ)方式により補填額を算定している。
- ワイヤレス固定電話の導入に際し、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填については、情報通信審議会答申「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」(令和元年12月)において、「例外的に認められた範囲内において無線等の他社設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある」とされている。
- これらを踏まえ、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額の算定方法について、加入電話に係る補填額の算定方法を含めて検討を行う必要がある。

■ 加入電話及びワイヤレス固定電話の提供形態



■ 加入電話(アクセス回線)に係る補填額の現在の算定方法



【情報通信審議会答申（令和元年12月）】該当部分

第2章 基盤整備等における政策の具体的方向性

第1節 電話サービスの持続可能性の確保

3. 電話サービスの持続可能性の確保に向けた具体的方向性

(6)現行の交付金制度との関係

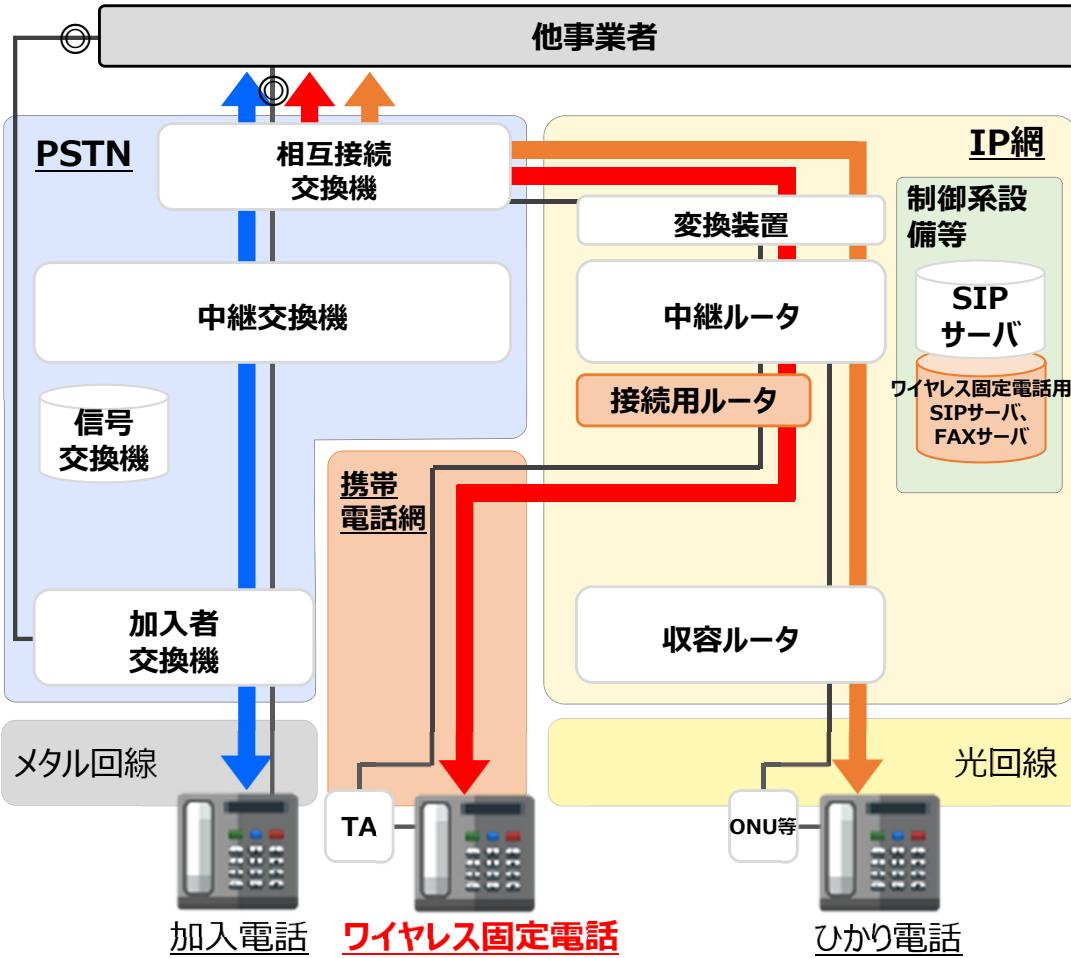
現行の基礎的電気通信役務に係る交付金制度は、NTT東西に対して日本全国における電話サービスの提供義務を課しているものの、NTT東西の自助努力だけでは不採算地域における利用者の利便性を確保できないおそれがあるため、NTT東西に接続する接続電気通信事業者等が、NTT東西に交付するための負担金を拠出する制度である。

こうした制度上の趣旨を踏まえれば、例外的に認められた範囲内において無線等の他者設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある。

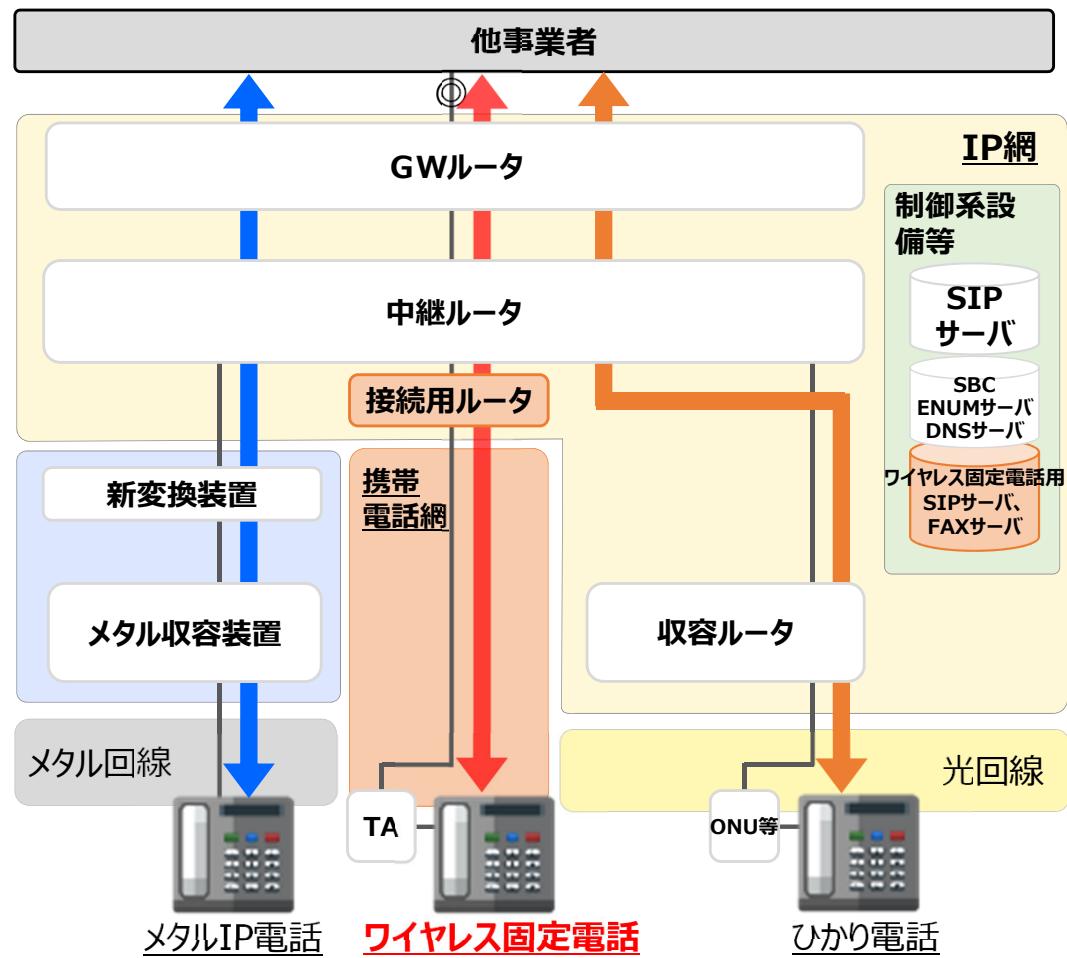
② ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料の在り方

- ワイヤレス固定電話は、ユニバーサルサービスである加入電話の提供が極めて不経済になる場合等において、加入電話の代替として提供されるもの。
- 他方、設備構成に着目すると、ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本のIP網(NGN)により中継され(ひかり電話やメタルIP電話等と一部設備を共用)、接続用ルータよりも下流は携帯電話網を用いて提供される予定。
- これらを踏まえ、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料の算定方法について検討を行う必要がある。

IP網移行前の設備構成



IP網移行後の設備構成

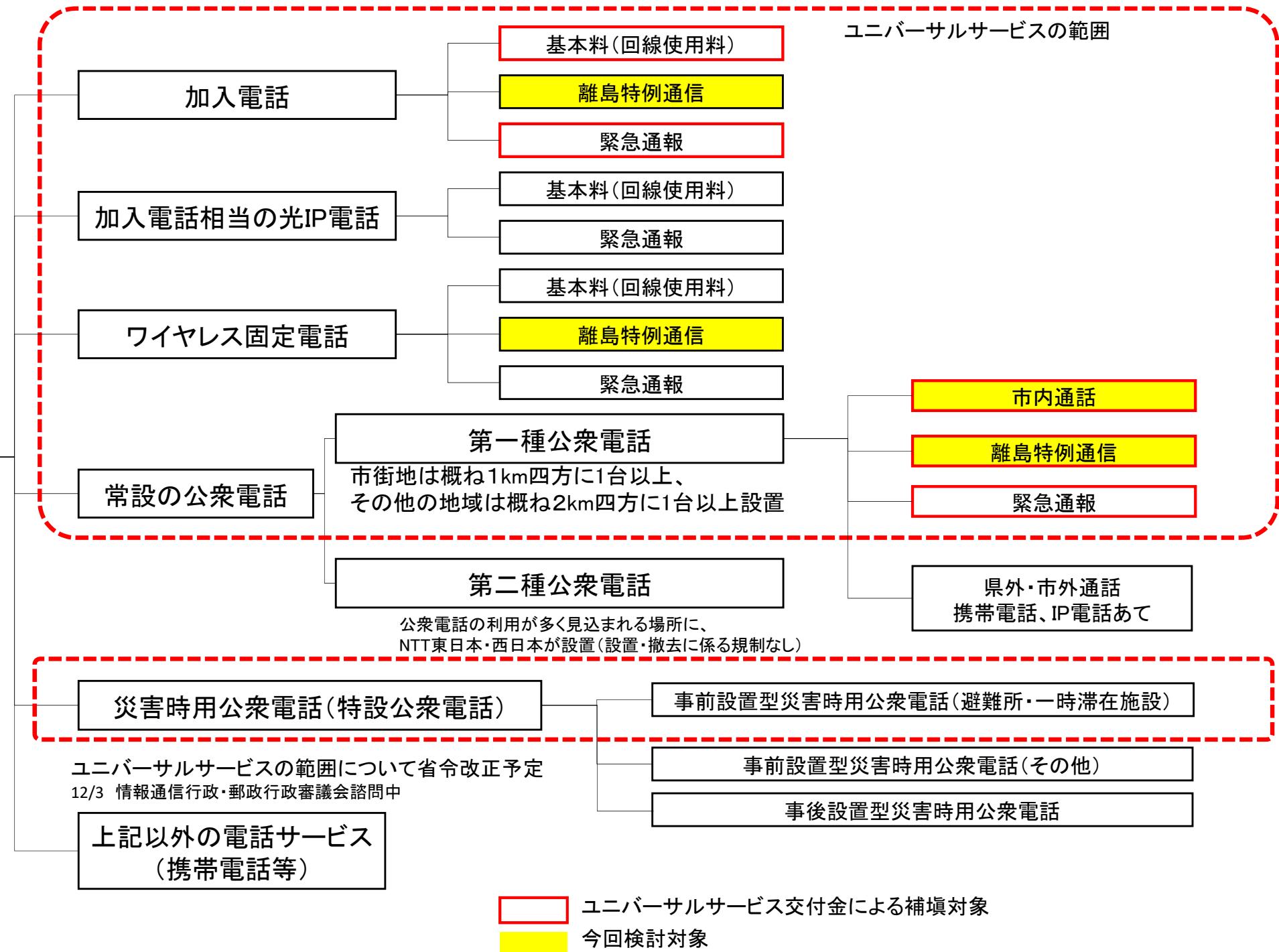


2. IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方

ユニバーサルサービス(全体像)のうち検討対象

11

電話サービス



○NTT東日本・西日本におけるIP網へのマイグレーションに伴う利用者料金の変更

- 平成29年10月にNTT東日本・西日本が「固定電話のIP網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて」を公表
 - ①「固定電話」発信の通話のIP網経由への切替は令和6年(2024年)1月から開始。
 - ②「固定電話」の切替開始時に、加入電話の契約を一斉にメタルIP電話に引き継ぎ、新たな料金を適用。
 - ③新たな料金については距離別の通話料金を全国一律とする旨を公表済み。
 - ④基本的な音声サービスは維持し、利用者宅内での工事は不要で、電話機等もそのまま利用可能。

IP網への移行に伴うサービス切替えスケジュール



○NTT東日本・西日本の利用者料金の変更に伴うユニバーサルサービスへの影響

- ユニバーサルサービスには、距離別の料金体系を前提とした役務が存在することから、見直しが必要かどうか検討する。
 - 離島特例通信
 - 離島のMA(単位料金区域)の内に設置されるアナログ固定電話から発信して、当該MAの外に設置されるアナログ固定電話に着信する通信
 - 離島のMAの外に設置されるアナログ固定電話から発信して、当該MA内のアナログ固定電話に着信する通信
 - 第一種公衆電話の市内通話
 - 第一種公衆電話から発信して、同一MA内に着信する通信

固定電話の通話料(基本料は現在と同額)

現状

| 距離段階 | 固定電話への通話料（税込）※ < >は3分間通話した場合の料金 |
|---------------|------------------------------------|
| 区域内 | 9.35円/3分 <9.35円> |
| 隣接・～20kmまで | 11円/90秒 <22円> |
| 20kmを超え60kmまで | 11円/60秒 <33円> |
| 60km超え | 11円/45秒 <44円> |

県間通話 提供していない

国際通話 提供していない

IP網への切替後

| 固定電話への通話料（税込） | |
|--------------------------|----------|
| 全国一律 9.35円/3分 | |
| 提供 | (料金は検討中) |

公衆電話の通話料

現状

| 距離段階 | 通話料(平日昼間)10円毎 |
|----------|---|
| 県内通話 | 区域内 |
| | 隣接・～20kmまで |
| | 20kmを超え30kmまで |
| | 30kmを超え40kmまで |
| | 40kmを超え60kmまで |
| | 60kmを超え80kmまで |
| | 80kmを超え100kmまで |
| | 100kmを超え160kmまで |
| | 160km超え |
| 県間通話 | NTTコミュニケーションズ が距離別料金で提供 |
| 携帯電話への通話 | 15.5秒 |
| 国際通話 | 国際電話事業者毎の 対地別の料金 (国際電話事業者が 料金設定) |

IP網への切替後

全時間帯

検討中
(県内・県間については
全国一律とする考え方)

離島にあるMAとそれ以外のMAとの相互間の通信について、特例として隣接するMAとの間の通話料を適用

離島MAと離島以外のMA間の通話料(東日本)

| 離島 | MA名 | 特例扱いの対地となるMA | 11円でかけられる秒数 |
|-------|------|--------------|--------------|
| 利尻礼文島 | 利尻礼文 | 稚内 | 90秒 [22円] |
| 奥尻島 | 奥尻 | 江差 | |
| 佐渡島 | 佐渡 | 新潟 | |
| 伊豆大島 | 伊豆大島 | 新潟 | |
| 三宅島 | 三宅 | 新潟 | |
| 八丈島 | 八丈島 | 新潟 | |
| 小笠原諸島 | 小笠原 | 東京 | |

同一県内にある離島MA相互間の通話料(東日本)

| 離島MA名 | 11円でかけられる秒数 |
|-------|--------------|
| 焼尻 | 90秒 [22円] |
| 奥尻 | |
| 利尻礼文 | |
| 三宅 | 90秒 [22円] |
| 八丈島 | |
| 小笠原 | |
| 伊豆大島 | |

離島MAと離島以外のMA間の通話料(西日本)

| 離島 | MA名 | 特例扱いの対地となるMA | 11円でかけられる秒数 | |
|------|------|--------------|--------------|--|
| 隱岐諸島 | 西郷 | 松江 | 90秒 [22円] | |
| | 海土 | | | |
| 壱岐 | 郷ノ浦 | 福岡* | | |
| 対馬 | 対馬佐賀 | | | |
| | 厳原 | | | |
| 五島列島 | 有川 | 長崎 | | |
| | 福江 | | | |
| 徳之島 | 徳之島 | 鹿児島 | | |
| 屋久島 | 屋久島 | | | |
| 奄美大島 | 名瀬 | | | |
| | 瀬戸内 | | | |
| 種子島 | 種子島 | | | |
| 甑島列島 | 中甑 | | | |
| 硫黄島 | 硫黄島 | | | |
| 中之島 | 中之島 | | | |

同一県内にある離島MA相互間の通話料(西日本)

| 離島MA名 | 11円でかけられる秒数 |
|-------|--------------|
| 対馬佐賀 | 90秒 [22円] |
| 厳原 | |
| 有川 | |
| 福江 | |
| 郷ノ浦 | |
| 種子島 | 90秒 [22円] |
| 屋久島 | |
| 中甑 | |
| 名瀬 | |
| 瀬戸内 | |
| 硫黄島 | |
| 中之島 | |
| 徳之島 | |

沖縄の通話料

(注)上記のほか、壱岐・対馬(郷ノ浦MA、対馬佐賀MA、厳原MA)と長崎MAとの間について、90秒までごとに11円。

*再編成以降、NTTコミュニケーションズが提供。

[]内は平日昼間3分間通話した場合の料金

・沖縄県については、特例として九州本土最南端のMAに位置するものとみなして、全国との通話地域間距離を算定。*

・沖縄県内の各MA(那覇、名護、南大東、沖縄宮古、八重山)相互間は90秒までごとに11円。

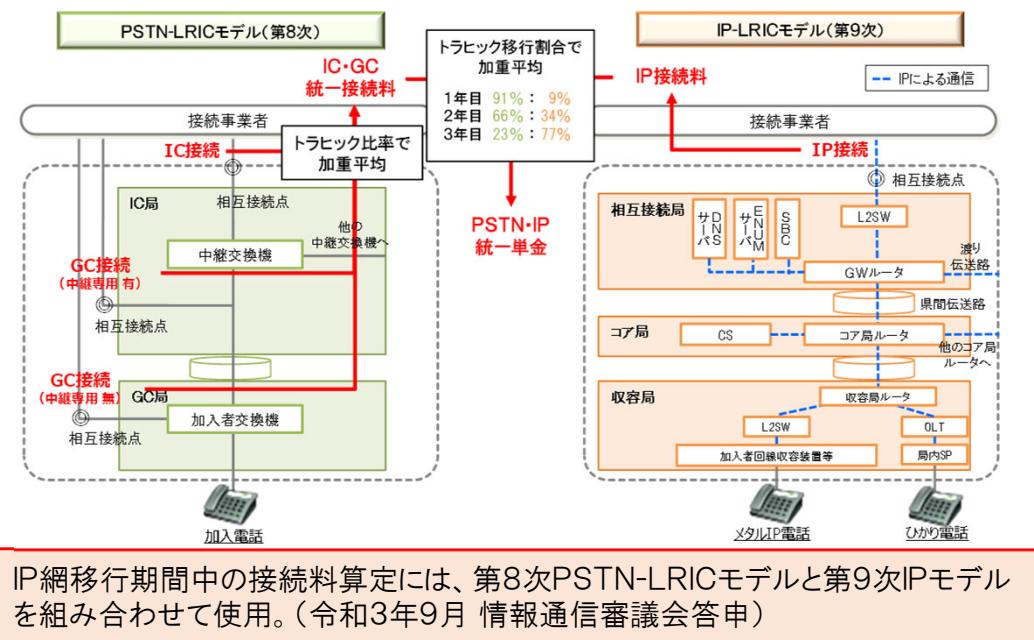
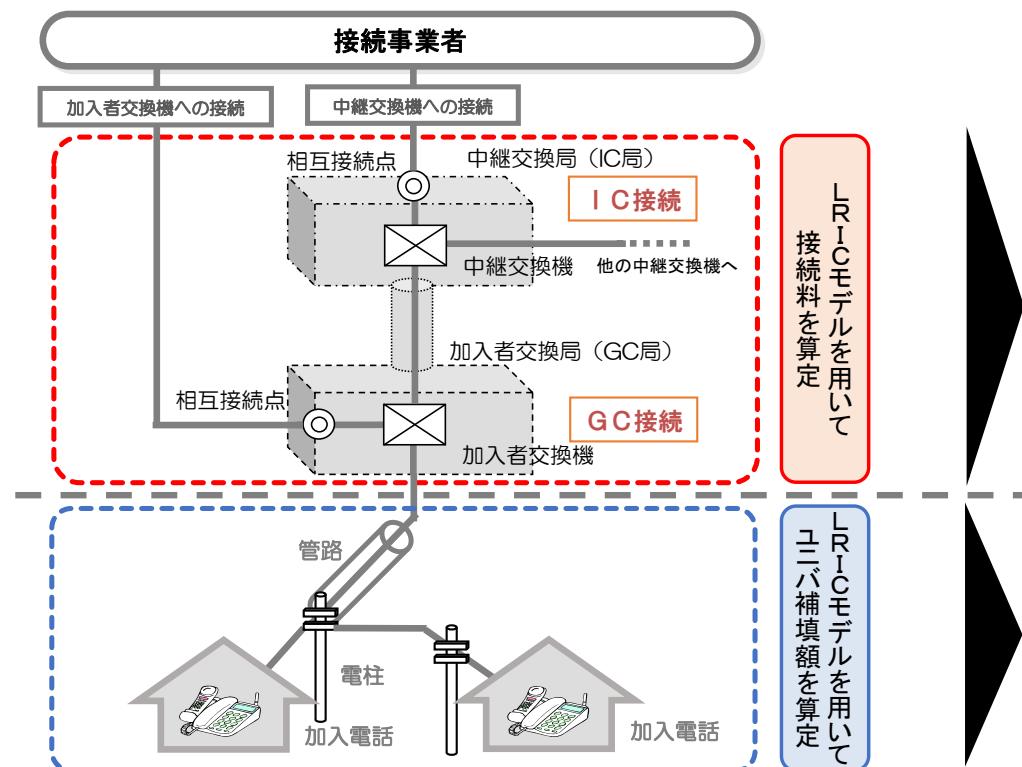
*再編成以降、NTTグループにおいては、NTTコミュニケーションズが提供しています。

3. IP網移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく 補填額算定の在り方

- ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額は、非効率性の排除等のため、LRICモデルを用いて算定している。
- NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路コストについては、ユニバーサルサービス交付金制度の下での利用者負担を軽減するため、平成20年度以降、接続料原価への付替えを行っている。こうした事情から、補填額の算定では、接続料の算定に用いるLRICモデルと同じモデルを用いている。
- 情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」(令和3年9月)では、IP網への移行期間中(令和4年4月～令和6年12月)の接続料算定には、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせて使用する方針が示された。

■ LRICモデルを用いた接続料及びユニア補填額の算定

NTT東日本・西日本の加入電話・IP網への移行期間中のメタルIP電話の電話網
(加入電話の電話網を例示)



IP網移行期間中の接続料算定には、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IPモデルを組み合わせて使用。(令和3年9月 情報通信審議会答申)

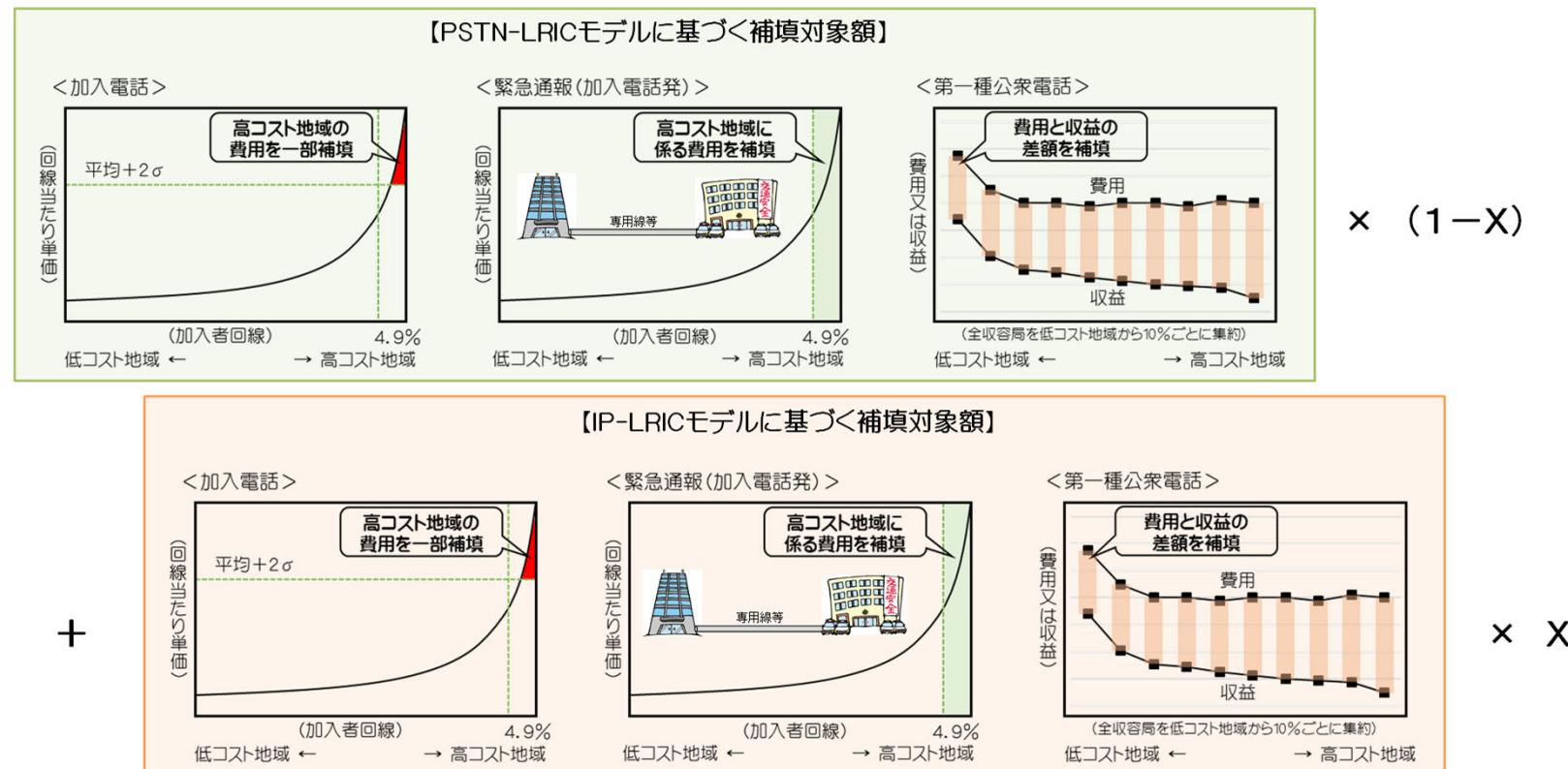
IP網への移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定におけるLRICモデルの適用方法について検討が必要。(諮問事項)

検討事項

○ IP網への移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方

- IP網への移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額の算定に、どのようにLRICモデルを適用するか
検討を行う必要がある。
- 例えば、接続料算定に用いるLRICモデルと同じモデルを用いて補填額を算定するという整理を踏襲し、IP網への移行期間中の補填額の算定に、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせて適用すること等について検討を行う必要がある。

■ PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せによる補填額の算定方法イメージ

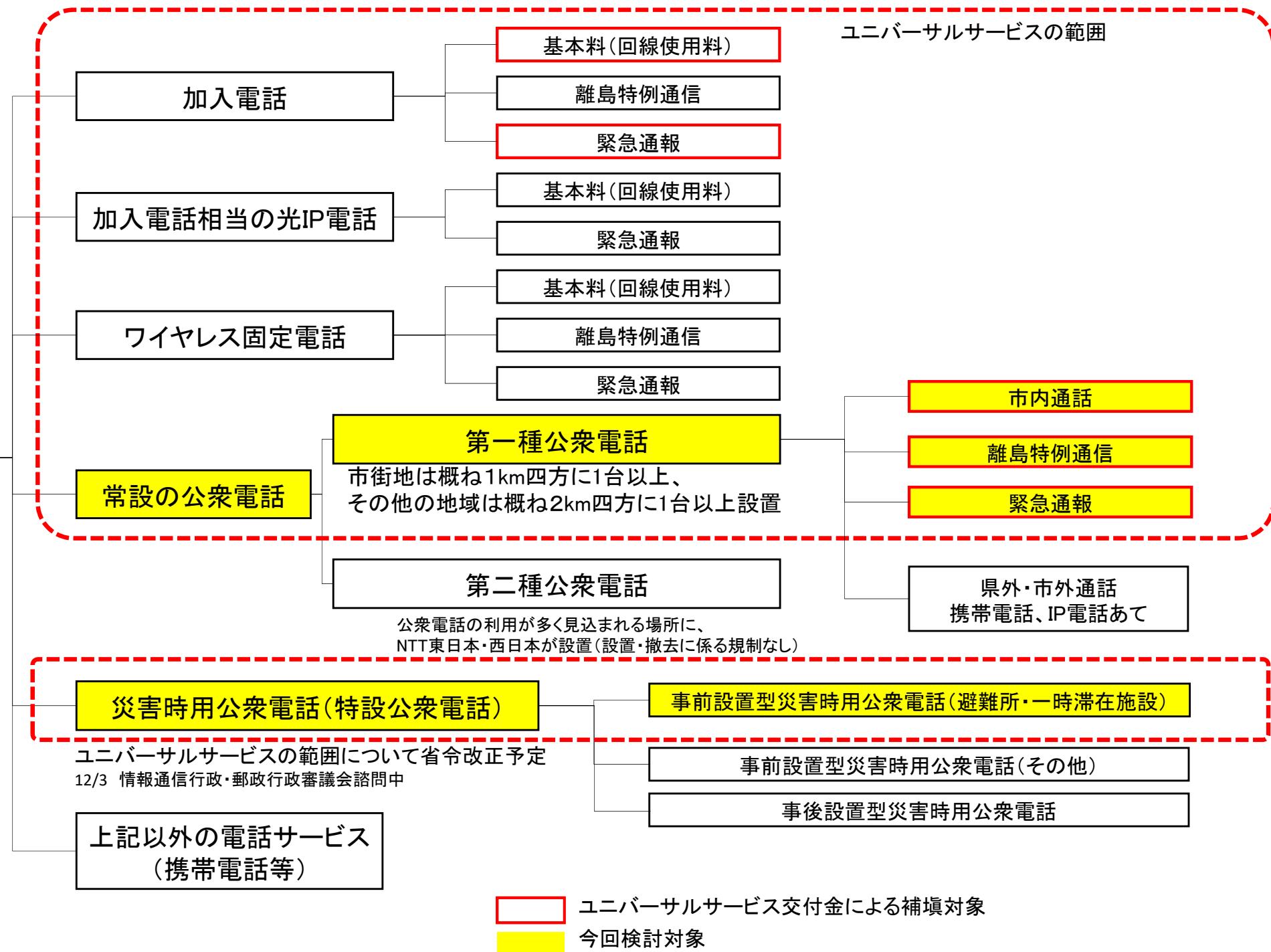


4. 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

ユニバーサルサービス(全体像)のうち検討対象

19

電話サービス



「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月7日 情報通信審議会答申)の概要

- 災害時用公衆電話は、災害時における第一種公衆電話が果たしている役割を代替するものとしての位置づけを高めており「ユニバーサルサービス」として位置づけることが適当。
- 災害時用公衆電話は必然的に赤字となるサービスであることから、交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要。
- 災害時用公衆電話は、これまで交付金による補填を行っていなかったことから、現在利用が減少している第一種公衆電話を効率化することにより、災害時用公衆電話への補填を合わせても総額として国民が負担している額を増やさないことが必要。
- 第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和※することが適当。 利用者の利便性低下を軽減するため、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。

※ 現在の市街地ではおおむね500m四方に一台それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準をそれぞれ、1km四方に一台、2km四方に一台と設置台数を概ね1/4にすることに一定の妥当性。



答申を踏まえた制度改正の概要

1 ユニバーサルサービスの範囲の見直し (12/3 情報通信行政・郵政行政審議会へ省令案の諮問済)

- ① 災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加
- ② 第一種公衆電話の設置基準の緩和
- ③ 公衆電話の設置及び利用実態把握のための報告内容の精緻化【諮問対象外】 等

※ ①②は電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)、③は電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の改正

2 ユニバーサルサービス交付金の補填対象の見直し → 【今回検討対象】

- 第一種公衆電話の効率化を踏まえた災害時用公衆電話への補填の考え方の整理 等



○災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

➤ 第一種公衆電話の補填額について

- IP網へのマイグレーションに伴いユニバーサルサービスの範囲を見直すことにより、現在収支差額部分を補填している考え方についても整理が必要。(ユニバーサルサービスの範囲変更に伴って補填額が増減する可能性あり。)
- 令和3年7月の「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(情報通信審議会答申)(以下「答申」という。)において、第一種公衆電話の交付金の対象については、「公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持(効率化に必要な撤去費用を含む)については、交付金の対象とすることが適当である。」としている。

➤ 災害時用公衆電話の補填額について

- 事前設置型災害時用公衆電話(以下「災害時用公衆電話」という。)については、答申では「アクセス回線費用についてユニバーサルサービスとして補填するに当たっては具体的な補填の範囲や導入時期について適時適切に判断する必要がある」としている。
- 災害時用公衆電話の補填額についてどのような算定方法とするか検討する必要がある。
※災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとすることと、第一種公衆電話の設置基準の緩和については令和3年12月3日の情報通信行政・郵政行政審議会に省令案を諮問中。

➤ 第一種公衆電話と災害時用公衆電話の補填額について

- 答申において、上記の災害時用公衆電話の補填に当たっては、第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさないことも求められている。
- このため、IP網へのマイグレーション後の第一種公衆電話の補填については、災害時用公衆電話の補填の在り方とセットで検討する必要がある。

要検討項目

○第一種公衆電話の補填の在り方

IP網へのマイグレーション等に伴うユニバーサルサービスの範囲の見直しに伴って補填額を検討

○災害時用公衆電話の補填の在り方

災害時用公衆電話の補填の算定方法について検討

○第一種公衆電話と災害時用公衆電話の補填額の在り方

両者を合算して利用者の負担額が増えないようにする仕組みの検討

【情報通信審議会答申（令和3年7月）】該当部分

第3章 災害時用公衆電話

第5節 補填の考え方について

災害時用公衆電話は、必然的に赤字となるサービスであることから、交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要がある。現在の第一種公衆電話において、収入と費用を相殺した赤字分を全額補填していることも踏まえつつ、安定的なサービス提供の必要性と交付金の規模とのバランスを図る観点から、適切な補填対象の範囲を決定する必要がある。特に、これまで災害時用公衆電話はユニバーサルサービスの対象ではなく、交付金による補填をしていなかったため、今回、交付金の対象とすることにより、最終的には利用者に転嫁されることを踏まえれば、第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への転嫁を増やさない範囲で検討を進めることが必要であり、後述する第一種公衆電話の効率化の状況を見極めながら、補填対象やその導入時期を検討していく必要がある。

① 設置費用

設置費用は、NTT東西が災害時用公衆電話のサービスを提供する前提となる費用であるが、NTT東西によれば、既にこれまで自治体から了承を得られた国内の避難所において設置が完了しており、今後予定される増設も限定的であることから、現時点で、今後発生する設置費用を補填対象とするべき合理的な理由があるとは言い難い。

したがって、当分の間、設置費用を補填対象とする必要はないと考えられるが、今後の災害時用公衆電話の設置計画等も踏まえ、設置費用が円滑な役務提供にどのような影響を与えるか等を十分に見極めた上で、費用負担の在り方について検討することが適当である。

② アクセス回線費用

災害時用公衆電話に係る補填の考え方については、交付金の負担が最終的には国民・利用者に転嫁されること、現在の災害時用公衆電話に係るアクセス回線費用が接続料に転嫁されていること等を踏まえ、国民・利用者や接続電気通信事業者等の関係者の理解を十分に得られるよう、次章で述べる第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を見極めた上で、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期について、適時適切に判断する必要がある。その上で、ユニバーサルサービスとしての災害時用公衆電話の提供が開始され、利用状況等に関するデータが蓄積されていく中で、今後、必要に応じて、見直しを行うことも検討に値する。

③ 通話費用

通話費用については、現在、NTT東西と接続電気通信事業者等との間で、お互いに費用を精算しないとの取り決めがなされているところである。通話費用は、災害時に限って発生するものであり、アクセス回線費用等に比べて規模も小さく、現時点で、交付金によって補填しなければならない合理的な理由があるとは言い難い。

したがって、当分の間、上記の取り決めを継続することを前提として、通話費用を補填対象とする必要はないと考えられるが、今後、通話費用がNTT東西の収支に対してどのような影響を与えるか等を見極めた上で、料金設定の形態に応じて、費用負担の在り方について検討することが適当である。

第5章 第一種公衆電話の補填について

第1節 基本的考え方

現在、第一種公衆電話に係る費用については、収入と費用を相殺する形で赤字分を全額補填している。現在の公衆電話の收支状況を踏まえると、全収容局において赤字という傾向に変化は見られないことから、引き続き、補填については同様の考え方を探ることとした上で、公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持(効率化に必要となる撤去費用を含む)については、交付金の対象とすることが適当である。

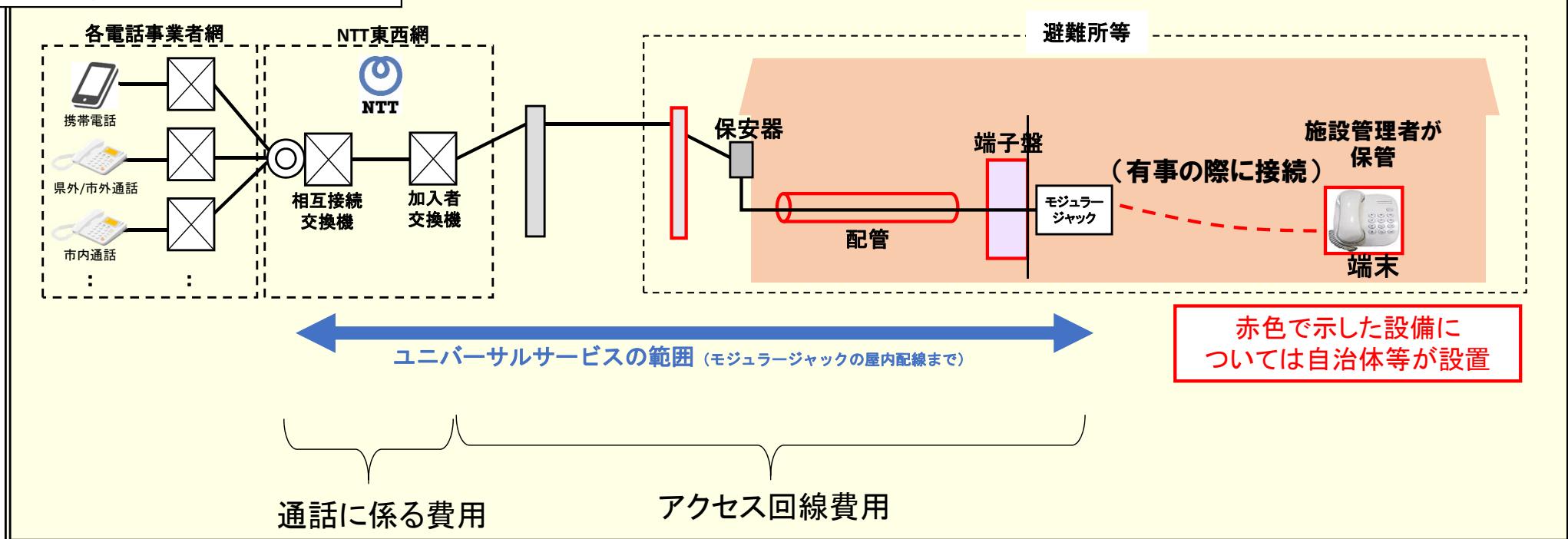
その上で、上記のとおり、第一種公衆電話については、災害時用公衆電話の位置づけの見直し等を踏まえ、交付金全体の支出を抑制する必要があることから、設置基準の緩和等を図ることが適当としたところである。

NTT東西においては、このような見直しの趣旨を十分に踏まえ、ユニバーサルサービス全体の安定的な提供を確保しつつ、費用の一層の削減に努めることにより、国民・利用者の負担の抑制を強力に進めるべきである。その際、第一種公衆電話の撤去には一定の期間及び費用を要すること、台数を削減したとしても費用が同じ比率で削減されるわけではないことに留意する必要があるが、その中で、可能な限り効率化の取組を進めることが望ましい。

事前設置型災害時用公衆電話とは

平時に地方自治体と協議の上、避難所等にあらかじめ加入者回線を開通させた上で端末を保管しておき、災害発生後に避難所の管理者等が当該回線に端末を接続して通話の用に供するもの

事前設置型提供イメージ

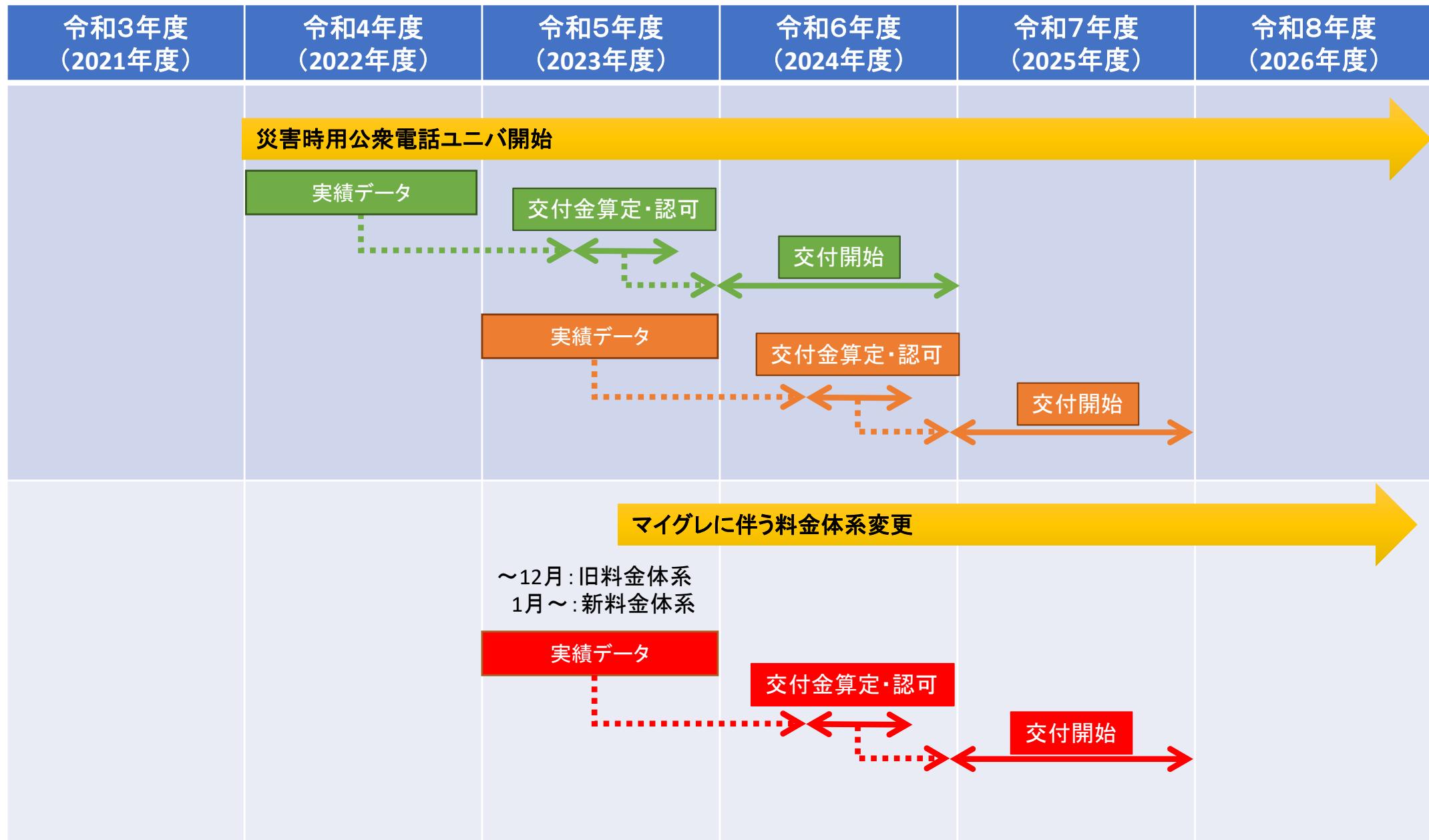


事前設置型災害時用公衆電話に係る費用の答申の考え方

| | 災害時用公衆電話の現状 | 答申の考え方 |
|----------|--|------------------------------|
| 設置費用 | NTT東日本・西日本負担 | 現時点で補填対象とすべき合理的な理由があるとは言いがたい |
| アクセス回線費用 | 公衆電話接続料に転嫁 (第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条の許可を取得) | 具体的な補填の範囲や導入時期について要検討 |
| 通話に係る費用 | 接続事業者同士お互い精算しない取り決めがなされている(NTT東日本・西日本NW部分はNTT東日本・西日本が負担) | 現時点で補填対象とすべき合理的な理由があるとは言いがたい |

災害時用公衆電話とマイグレに伴う料金体系変更のスケジュール

25



ユニバーサルサービスに係る収支の状況及び補填額等

26

- 近年、基礎的電気通信役務に対する補填額は、加入電話よりも公衆電話の割合が高い状況となっている。

| 会計年度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------------------|------|------|--------|--------|--------|-------------------------------|--------|--------|------|-------------------------------|-------------------------------|------|-------------------------------|------|------|--------------|
| ユニバ収支(億円) | -518 | -849 | -1,254 | -1,312 | -1,185 | -1,103 | -1,079 | -1,022 | -819 | -818 | -816 | -796 | -535 | -395 | -572 | -546 |
| 加入電話 | -472 | -809 | -1,213 | -1,270 | -1,143 | -1,065 | -1,039 | -981 | -781 | -783 | -783 | -758 | -502 | -362 | -539 | -513 |
| 公衆電話 | -46 | -40 | -42 | -42 | -43 | -38 | -40 | -41 | -38 | -35 | -33 | -38 | -34 | -32 | -33 | -33 |
| 認可年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 補填額(億円) | 152 | 136 | 180 | 188 | 152 | 111 | 74 | 69 | 69 | 68 | 69 | 65 | 65 | 66 | 67 | 68 |
| 加入電話 | 121 | 93 | 138 | 146 | 110 | 71 | 35 | 30 | 30 | 30 | 32 | 29 | 28 | 28 | 29 | 28 |
| 公衆電話 | 31 | 43 | 42 | 43 | 42 | 40 | 38 | 39 | 39 | 37 | 37 | 36 | 37 | 38 | 38 | 40 |
| 適用年 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| 1番号あたりの月額負担額(番号単価) | 7円 | 6円 | 8円 | 8円 | 7円 | (1~6月) 5円 (7~12月) 3円 | 3円 | 3円 | 2円 | (1~6月) 2円 (7~12月) 3円 | (1~6月) 2円 (7~12月) 3円 | 2円 | (1~6月) 2円 (7~12月) 3円 | 2円 | 3円 | (1~6月) 2円 |

